

**曾於市保育所等利用案内（2・3号用）**

来年度の保育所等の支給認定申請・利用申込は、下記の要領で実施します。申込にあたって、本利用案内を事前によくお読みください。

**受付期間及び提出先について**

「令和7（2025）年度 子どものための教育・保育給付支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書」及び添付書類を、市役所保育担当窓口へ期間内に提出してください。  
 先着順ではありませんが、受付期間後の提出は優先順位が下がります。

<b>受付期間</b>	<b>令和6年11月18日（月）～12月6日（金）※期限厳守</b>		
	※土・日・祝日を除く ※受付時間 8:30～17:15まで		
受付場所	末吉	こども未来課	子育て保育係 電話 0986-76-8870
及びお問い合わせ先	財部	保健福祉課	福祉係 電話 0986-72-0936
	大隅	保健福祉課	福祉係 電話 099-482-5925

※各施設では2・3号認定（保育認定）の入所申込の受付はしていません。

※転園を希望される場合は、第3希望まで必ずご記入ください。

※申請書及び添付書類の様式は、各支所保育担当窓口で配布しています。またホームページからもダウンロードできます。

※必要な書類が全て揃ってから受付いたします。

**1 保育所（園）とは**

保護者（父・母等）が労働に従事したり、病気等で家庭において十分に保育することができない児童を保育する施設です。

**2 認定こども園とは**

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

**3 支給認定について**

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援制度」に伴い、特定教育・保育施設の利用を希望される方は下記の認定が必要になります。

			申込先
1号認定 （教育認定）	満3歳以上 利用先	幼稚園等での教育を希望される場合 幼稚園、認定こども園（教育認定部分）	各施設
2号認定 （保育認定）	満3歳以上 利用先	「4保育の必要性の認定」のいずれかに該当し、保育所等での保育を希望される場合（保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間に区分されます。） 保育所、認定こども園（保育認定部分）	市役所窓口
3号認定 （保育認定）	満3歳未満 利用先	「4保育の必要性の認定」のいずれかに該当し、保育所等での保育を希望される場合（保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間に区分されます。） 保育所、認定こども園（保育認定部分）	

**4 保育の必要性の認定**

保育所や認定こども園（保育認定部分）を利用するためには、下記の保育の必要な事由に該当し、年齢に応じて2号又は3号の認定を受けることが必要になります。

項目	内容
1 就労	1か月に48時間以上労働することを常態としているため児童の保育ができない場合
2 出産等	出産前後のため児童の保育ができない場合（原則出産前2か月、出産後概ね6か月）
3 保護者の病気・障がい	保護者が疾病や負傷又は精神や身体に障がい有しているため児童の保育ができない場合
4 病人の看護・介護	家庭内（同居親族）に長期にわたり、病人や心身に障がいのある人がいて、いつもその人の介護にあっているため児童の保育ができない場合
5 災害の復旧	地震や風水害、火災などの災害復旧にあたって、児童の保育ができない場合
6 求職中	求職活動をするため児童の保育ができない場合（原則2か月）
7 就学・就業訓練	学校及び職業訓練校に通っていて児童の保育ができない場合
8 児童の虐待・DV	児童の虐待又は再発の恐れがある場合や配偶者からの暴力等により児童の保育が困難な場合
9 育児休業	育児休業を取得し、利用中の児童の継続利用が必要な場合 ※育児休業を取得した当該児童については育児休業中は入所できません。

**5 保育の必要量について**

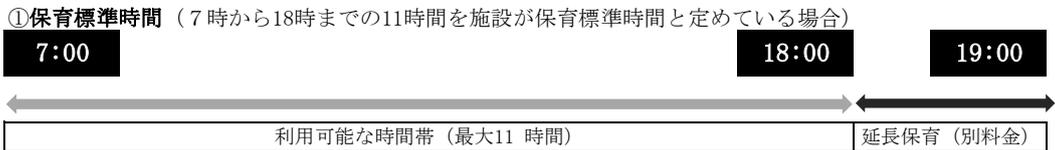
(1) 保育認定児童については、保育の必要量に応じて次の2つに区分されます。

区分	利用時間	保育の必要な事由
保育標準時間	最大11時間	①就労：1か月の就労時間が120時間以上の方 ②母親の出産 ③就学 ④育児休業 ⑤保護者の疾病等 ⑥災害復旧 ⑦虐待、DV等 ⑧同居親族の介護・看護（1か月あたり120時間以上の方）
保育短時間	最大8時間	①就労：1か月の就労時間が48時間以上120時間未満の方 ②求職活動 ③同居親族の介護・看護（1か月あたり48時間以上120時間未満の方）

※いずれの区分も規定の時間外で保育を受けた場合には、延長保育として保育料とは別途料金がかかる場合がありますのでご注意ください。

※保育標準時間及び保育短時間の利用時間帯と延長保育料金については各施設で定めます。

- (2) 保育必要量のイメージ（施設の開所時間が7時、延長保育を19時までに行っている施設の場合）



## 6 支給認定の審査結果について

令和7年度4月の入所に向けた事務が集中するため、時間を要することから、審査結果は3月頃にお知らせします。

保育の必要性を提出書類によって確認し、認定した後に入所する施設を決定します。施設の定員を超えた申し込みがあった場合、優先順位の高い方から入所を決定するなどの利用調整を行います。（先着順ではありません）利用調整の結果、希望の施設に入所できないことがあります。市外の施設を希望される方は利用条件がありますので市担当窓口にご相談ください。

※優先順位が高い例 ・ひとり親家庭・生活保護世帯・特別の支援を要する家庭（DV等）等

※優先順位が低い例 ・受付期間を過ぎて書類を提出した場合・現在の園から違う園へ転園を希望する場合等

## 7 保育料について

- (1) 教育・保育施設（保育所、認定こども園等）については、市が定める基準に応じて保育料が決定されます。私立保育所以外の施設については、保育料の支払先は各施設となります。なお1号認定及び2号認定（3歳児クラス以上）の保育料は無償です。

○令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和6年（2024年）4月2日～
1歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日

- (2) ①保育料の切替時期は9月です。

4月から8月までは令和6年度の市町村民税額で、9月から3月までは令和7年度の市町村民税額に応じて保育料を算定します。

令和7年	令和8年
4月	3月
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
令和6年度の市町村民税額に基づく保育料	
令和7年度の市町村民税額に基づく保育料	

- ②保育料の算定方法について

①の時期の市町村民税額及び家庭の状況等に応じて算定します。

世帯の状況等により、別途、必要書類の提出を依頼することがありますのでご了承ください。

- ③市民税が未申告の方は最高階層での計算となりますので御注意ください。

- (3) 保育料滞納状況に応じて延滞金を徴収しています。納入期限内の納付をお願いいたします。

## 8 申込時の注意事項

- (1) 申込状況によっては、施設のご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- (2) 他市の保育園等を希望する場合、希望先の市町村によっては申請に条件がある場合があります。また、原則として市町村は市内の希望者を優先する必要がありますので、その旨ご了承ください。
- (3) 妊娠中の方で、出産後に上のお子さんと同じ園に来年度中に入園させたいとお考えの方は、出産前にご相談ください。事前にご相談がなかった場合、出産後に上のお子さんと同じ園を希望しても入所出来ない場合があります。
- (4) 原則として月120時間以上の就労がある場合のみ、標準時間で利用できます。120時間未満でも送迎が間に合わない等やむを得ない場合は、標準時間で利用できますので、窓口にてご相談ください。
- (5) ならし保育については、育児休暇復帰日の概ね2週間前から利用できますが、その期間の保育料は掛かりません。
- (6) 申請時と世帯の状況等が変わる場合は御相談ください。変更申請が必要になる場合があります。（変更申請の場合、申請のあった翌月からの適用となります。）原則として遡及適用はしませんので御注意ください。
- (7) 【12月6日】以降に書類を提出した場合や、利用希望施設を変更した場合、二次受付として処理しますのでご注意ください。（二次受付は一次受付より優先順位が下がります。また、入所決定が遅れることがあります。）
- (8) 2号（保育認定）から1号（教育認定）に変更したい場合は遅くとも1か月前には手続きを行ってください。
- (9) 必ず利用案内をよく読み、多子の軽減や副食費免除の条件等の説明を理解した上で申し込んでください。
- (10) 必要な書類が全て揃ってから受付いたします。